

社団法人宮城県専修学校各種学校連合会 定 款

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 目的及び事業（第4条－第5条）
- 第3章 会員及び会費（第6条－第12条）
- 第4章 役員及び理事会（第13条－第23条）
- 第5章 総会（第24条－第34条）
- 第6章 委員会及び事務局（第35条－第36条）
- 第7章 資産及び会計（第37条－第44条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第45条－第48条）

第1章 総則

（名 称）

第1条 この法人は、社団法人宮城県専修学校各種学校連合会という。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を宮城県仙台市青葉区本町二丁目14番27号に置く。

（地方組織）

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第4条 この法人は、専修学校及び各種学校が、その社会的使命を十分に遂行しうよう、専修学校及び各種学校間の協調と結束を図り、自主的にその公共性をたかめ、もって専修学校、各種学校教育の健全な発展に資することを目的とする。

（事 業）

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 専修学校、各種学校教育に関する調査、広報活動
- (2) 専修学校、各種学校の設置者、校長及び教職員の研修
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 関係諸官庁及び諸団体との連絡交渉
- (5) 機関紙等刊行物の発行
- (6) 会員校学生生徒の知育の向上、徳育の充実、体育の増進及び親睦を図るための事業
- (7) 専修学校、各種学校教育に関する功労者の表彰
- (8) 教職員及び在校生の福利厚生に関する事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

かじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員及び理事会

(役員)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 11名以上15名以内(会長、副会長を含む。)
- (4) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。

4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員でこの法人の役員としてふさわしくない行為があったとき、又は役員として当然なすべき行為を怠ったときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

2 第11条第2項の規定は、前項の役員を解任しようとする場合について準用する。この場合において、第11条第2項中「前項第2号及び第3号」とあるのは「前項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、同一業界関係者以外の役員は、謝金を支給することができる。

(相談役)

第18条 この法人に、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、学識経験者又はこの法人に功労があつた者のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱するものとし、又委嘱を取り消す場合も同様とする。
- 3 相談役は、この法人の事業推進のため、会長の諮問に応じ必要な助言を行う。
- 4 この法人の相談役の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 5 第17条の規定は、相談役において準用する。

(理事会)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 3 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 4 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から、会議の目的たる事項を示して開催の請求があつたとき
- 5 理事会は、会長が招集する。
 - (1) 会長は、前第4項第2号の場合には、請求の日から15日以内に招集しなければならない。
- 6 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第20条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第21条 理事会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席理事数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第22条 やむを得ない理由により出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前第20条、前第21条及び次第23条第1項第3号については出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 出席理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、その理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 総会

(種別)

第24条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第27条 定時総会は、毎年2回開催する。ただし、第1回目は事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員現在数の5分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき

(3) 監事が民法第59条第4号に基づいて招集するとき

(招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第31条 総会の議決は、前第21条に準ずる。この場合、「理事会」とあるのは「総会」と、「理事」とあるのは「正会員」と読み替えるものとする。

(書面表決)

第32条 総会における書面表決については、前第22条に準ずる。この場合、「理事」と

あるのは「正会員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第33条 総会の議事録は、前第23条に準ずる。この場合、「理事会」とあるのは「総会」と、「理事」とあるのは「正会員」と、「理事の氏名」とあるのは「正会員数」と読み替えるものとする。

(議決事項の通知)

第34条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員にこれを通知する。

第6章 委員会及び事務局

(委員会)

第35条 会長は、この法人の事業を遂行するため必要と認めたときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、会長が諮問した事項を調査審議し、又は会長の委嘱した事項をを行う。
- 3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。
- 4 委員会において、この定款に定めるもののほか必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産)

第37条 この法人の資産は、保有形態により、流動資産と固定資産とし、更に、保有目的により、基本財産と運用財産とに区分する。

(資産の種別)

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人の設立に際し、基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) この法人の設立後に、総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は確実なもので保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第39条 基本財産は、これを消費し、担保に供し、又は運用財産に繰入することができ

ない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の3分の2以上の議決を経、かつ、宮城県教育委員会の承認を得て、これを処分することができる。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その事業年度開始前に総会の承認を経て宮城県教育委員会に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認が得られない場合には、その事業年度開始の日から3月以内に総会の承認を経て宮城県教育委員会に報告するものとする。

2 前項ただし書きの場合であつては、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を経て宮城県教育委員会に報告しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告、財務に係る計算書類)

第43条 会長は毎年度、この法人の事業報告及び財務に係る計算書類を作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に総会の承認を得なければならない。

また、総会の承認を得た後、宮城県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算に収入が支出を超える収支差額が生じた場合は、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越するものとする。

(新たな義務負担等の承認及び報告)

第44条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の議決を得、かつ、宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

2 この法人が資金の借入をしようとするときも、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、前項と同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、宮城県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、宮城県教育委員会の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 解散のときに存する残余財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、宮城県教育委員会の認可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄付する。

(施行規則の制定)

第48条 この定款の施行についての規則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

付 記

この定款は、主務官庁の許可の日から施行する。

付 則

改正後の定款は、宮城県教育委員会の認可のあった日から施行する。

昭和42年 4月 3日制定	昭和46年 7月22日改正	昭和51年 7月 7日改正
昭和52年 7月29日改正	昭和53年 7月21日改正	昭和56年 8月18日改正
昭和60年 8月 1日改正	昭和61年 8月 7日改正	昭和63年 6月29日改正
平成 元年 6月19日改正	平成 2年 6月25日改正	平成 6年 3月 2日改正
平成10年 7月 1日改正	平成11年 6月22日改正	平成11年10月 4日改正
平成12年 3月17日改正		

別表 1

会費は、均等会費と比例会費に分け、会員はその合計額を負担するものとする。

均等会費			1校につき	20,000円
比例会費	生徒数	50人以下	生徒1人につき	0円
		51人以上 100人以下		230円
		101人以上 200人以下		210円
		201人以上 300人以下		190円
		301人以上 500人以下		170円
		501人以上 700人以下		150円
		701人以上 1,000人以下		130円
		1,001人以上 2,000人以下		110円
		2,001人以上 3,000人以下		90円
		3,001人以上		70円

別表 2

会費は、均等会費と比例会費に分け、会員はその合計額を負担するものとする。

ただし、対象会員は、学校法人立専修学校で、旧宮城県学校法人立専修学校協会会員並びに入会会員で、宮城県から助成金を受ける会員とする。

均等会費			1校につき	20,000円
比例会費	生徒数	50人以下	生徒1人につき	0円
		51人以上 100人以下		330円
		101人以上 200人以下		310円
		201人以上 300人以下		270円
		301人以上 500人以下		230円
		501人以上 700人以下		190円
		701人以上 1,000人以下		150円
		1,001人以上 2,000人以下		110円
		2,001人以上 3,000人以下		70円
		3,001人以上		30円

- 別表1、別表2の比例会費額算定に用いる生徒数は、当該年度前年の5月1日現在における『学校統計要覧(宮城県教育委員会編集発行)』の公表の数値によるものとする。
- 比例会費の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。